

資料10 セキュリティ区分に関する資料

「官庁施設の防犯に関する基準」3.1性能の水準の「想定される脅威」、「3.2.2建築に関する事項」、「3.2.3防犯設備に関する事項」については、以下の通りとする。

1. 想定される脅威について

脅威は、守るべき対象の種類、重要度等を考慮して設定する。

(1) 守るべき対象に対する脅威の種類

- (a) 財産：窃盗、機器破損、施設機能の破壊、情報の盗取・盜読
- (b) 職員、その他職員、来庁者等：暴行、脅迫、業務妨害

(2) 脅威の規模

- (a) 単独犯行・組織犯行

(3) 脅威の破壊強度

- (a) 日常工具・軽工具・重工具・電動工具

2. 建築に関する事項について

(1) 事業敷地外周及び本施設の建物外周

外構に設置する工作物等は、建物から適切に離隔するなど、よじ登りを防止する。

(2) 開口部等

建物の接地階から少なくとも3層にわたる範囲における、外壁に面する窓、給排気口等の開口部は、容易に破壊されることがないよう、十分な耐破壊強度を有するものとする。これが困難な場合は、十分な強度を有する格子等により侵入防止措置を講ずるか、防犯センサ等により侵入を早期に検知し、被害を未然に防ぐことができるよう配慮する。

(3) 共用部等

本施設のエントランスホール、廊下等の共用部、駐車場、駐輪場などは、自然監視性を確保するため、死角となる場所を極力設けないよう計画する。

また、執務時間中に建物内の死角に潜伏し、職員が退庁した後の窃盗（いわゆる「入り待ち」）を防ぐよう配慮した計画とする。

(4) 重要な室等の配置

重要な室等は、本要求水準によるほか、その重要性を考慮し、犯罪企図者が容易に侵入できない配置とすることが望ましい。また、天井内からの侵入を考慮し、壁はスラブ面までとする。

(5) 避難経路の確保

緊急時における職員、その他職員、来庁者等の避難経路を確保する必要があるため、防犯性の検討に際しては、避難計画についても同時に検討する。

3. 防犯設備に関する事項について

(1) 時間帯を考慮した施設管理

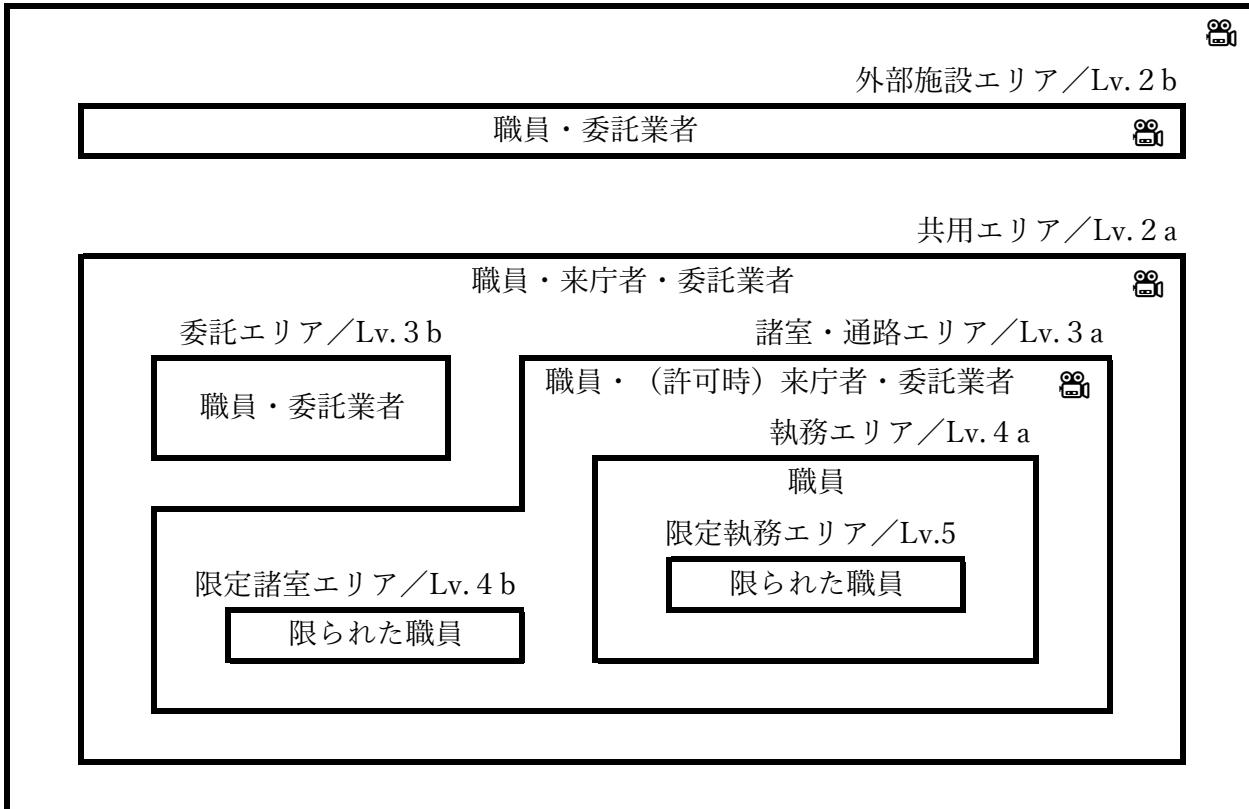
侵入盗の多くは深夜に発生する多いため、防犯設備は、開庁、閉庁、時間帯による施設管理方法も考慮して、効率的かつ効果的なものとする。

4. 防犯ゾーニングの考え方と防犯エリアの設定

(1) 防犯ゾーニングの考え方は以下による。

各部の詳細は「5. 警備の具体的考え方」による。

敷地エリア／Lv. 1



(2) 防犯エリアの設定は以下による。

防犯エリア	略称	内容
敷地エリア	Lv. 1	敷地外周から建物までの区域 (外構、来庁者用駐車場、来庁者用駐輪場等)
共用エリア	Lv. 2 a	来庁者が立入ることができる区域 (エントランス・エレベーターホール、打合せスペース等)
外部施設 エリア	Lv. 2 b	職員と委託業者のみ立入れる外部施設区域 (公用駐車場、公用・職員用駐輪場、ゴミ収集所等)
諸室・通路 エリア	Lv. 3 a	職員と許可を受けた来庁者と委託業者のみが立入れる区域 (災害対策本部、会議室等)
委託エリア	Lv. 3 b	職員と委託業者のみが立入れる区域 (営業業務委託スペース、当直室、清掃業者控室等)
執務エリア	Lv. 4 a	職員のみが立入れる区域 (執務室、リフレッシュコーナー等)
限定諸室 エリア	Lv. 4 b	限られた職員のみ立入れる共用区域 (サーバー室・電話機械室、更衣室等)
限定執務 エリア	Lv. 5	限られた職員のみ立入れる執務区域 (人事OA室、GISシステム管理室等)

(3) 防犯エリアの立入区分

防犯エリア	略称	区分		
		職員	来庁者	委託業者
敷地エリア	Lv. 1	○	○	○
共用エリア	Lv. 2 a	○	○	○
外部施設エリア	Lv. 2 b	○	×	○
諸室・通路エリア	Lv. 3 a	○	△(許可時)	△(許可時)
委託エリア	Lv. 3 b	○	×	○
執務エリア	Lv. 4 a	○	×	×
限定諸室エリア	Lv. 4 b	△(限られた職員)	×	×
限定執務エリア	Lv. 5	△(限られた職員)	×	×

5. 警備の具体的考え方

(1) 警備の具体的な考え方は以下による。

防犯エリア	略称	時間帯	具体的な考え方	
			監視	管理
敷地エリア	Lv. 1	開庁	監視カメラ	—
		閉庁	監視カメラ	機械警備
建物エリア	Lv. 2 a	開庁	監視カメラ	—
		閉庁	監視カメラ	機械警備
外部施設 エリア	Lv. 2 b	開庁	監視カメラ	—
		閉庁	監視カメラ	機械警備
共用エリア	Lv. 3 a	開庁	監視カメラ	—
		閉庁	監視カメラ	—
委託エリア	Lv. 3 b	開庁	職員等の自然監視	常時施錠
		閉庁	—	常時施錠
執務エリア	Lv. 4 a	開庁	職員等の自然監視	常時施錠
		閉庁	—	常時施錠
限定共用 エリア	Lv. 4 b	開庁	職員等の自然監視	常時施錠
		閉庁	—	常時施錠
限定執務室 エリア	Lv. 5	開庁	職員等の自然監視	常時施錠
		閉庁	—	常時施錠

(2) 有事の際には、以下のとおり対応する。

時間帯	有事の対応方法
開庁	職員等の通報により人的に対応する。
閉庁	機械警備で異常を感知した場合は、警備会社等の担当者は30分以内で現地へ到着できる体制を整備し、通報等を行う。

